

7 (略)  
第2節 (略)  
第9部 処置

通則

1～6 (略)

第1節 処置料

区分

(一般処置)

J000～J001-9 (略)

J001-10 静脈圧迫処置 (慢性静脈不全に対するもの)

200点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 初回の処置を行った場合は、静脈圧迫処置初回加算として、初回に限り150点を所定点数に加算する。

J002 (略)

J003 局所陰圧閉鎖処置 (入院) (1日につき)

1 (略)

注1 (略)

2 初回の貼付に限り、持続洗浄を併せて実施した場合は、持続洗浄加算として、500点を所定点数に加算する。

J003-2 (略)

J003-3 局所陰圧閉鎖処置 (腹部開放創) (1日につき)

1,100点

J003-4 多血小板血漿処置

4,190点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ない。

5 (略)  
第2節 (略)  
第9部 処置

通則

1～6 (略)

第1節 処置料

区分

(一般処置)

J000～J001-9 (略)

(新設)

J002 (略)

J003 局所陰圧閉鎖処置 (入院) (1日につき)

1 (略)

注 (略)

(新設)

J003-2 (略)

(新設)

(新設)

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 多血小板血漿処置に伴って行われた採血等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

J 0 0 4 ~ J 0 0 6	(略)	
J 0 0 7	頸椎、胸椎又は腰椎穿刺	317点
	注 (略)	
J 0 0 7 - 2 ~ J 0 3 1	(略)	
J 0 3 2	肛門拡張法 (徒手又はブジーによるもの)	(略)
	注 3歳未満の乳幼児であって、直腸又は肛門疾患に係る手術の前後の場合は、周術期乳幼児加算として、初回の算定日から起算して3月以内に限り、100点を所定点数に加算する。	
J 0 3 3	(略)	
J 0 3 4	イレウス用ロングチューブ挿入法	730点
J 0 3 4 - 2 ~ J 0 3 7	(略)	
J 0 3 8	人工腎臓 (1日につき)	
	1 慢性維持透析を行った場合 1	
	イ 4時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。)	1,924点
	ロ 4時間以上5時間未満の場合 (別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。)	2,084点
	ハ 5時間以上の場合 (別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。)	2,219点
	ニ 4時間未満の場合 (イを除く。)	1,798点
	ホ 4時間以上5時間未満の場合 (ロを除く。)	1,958点
	ヘ 5時間以上の場合 (ハを除く。)	2,093点
	2 慢性維持透析を行った場合 2	

J 0 0 4 ~ J 0 0 6	(略)	
J 0 0 7	頸椎、胸椎又は腰椎穿刺	264点
	注 (略)	
J 0 0 7 - 2 ~ J 0 3 1	(略)	
J 0 3 2	肛門拡張法 (徒手又はブジーによるもの)	(略)
	(新設)	
J 0 3 3	(略)	
J 0 3 4	イレウス用ロングチューブ挿入法	610点
J 0 3 4 - 2 ~ J 0 3 7	(略)	
J 0 3 8	人工腎臓 (1日につき)	
	1 慢性維持透析を行った場合 1	
	イ 4時間未満の場合	1,980点
	ロ 4時間以上5時間未満の場合	2,140点
	ハ 5時間以上の場合	2,275点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	2 慢性維持透析を行った場合 2	

イ	4時間未満の場合（別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。）	1,884点	イ	4時間未満の場合	1,940点
ロ	4時間以上5時間未満の場合（別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。）	2,044点	ロ	4時間以上5時間未満の場合	2,100点
ハ	5時間以上の場合（別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。）	2,174点	ハ	5時間以上の場合	2,230点
ニ	4時間未満の場合（イを除く。）	1,758点		（新設）	
ホ	4時間以上5時間未満の場合（ロを除く。）	1,918点		（新設）	
ヘ	5時間以上の場合（ハを除く。）	2,048点		（新設）	
3	慢性維持透析を行った場合3		3	慢性維持透析を行った場合3	
イ	4時間未満の場合（別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。）	1,844点	イ	4時間未満の場合	1,900点
ロ	4時間以上5時間未満の場合（別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。）	1,999点	ロ	4時間以上5時間未満の場合	2,055点
ハ	5時間以上の場合（別に厚生労働大臣が定める薬剤を使用する場合に限る。）	2,129点	ハ	5時間以上の場合	2,185点
ニ	4時間未満の場合（イを除く。）	1,718点		（新設）	
ホ	4時間以上5時間未満の場合（ロを除く。）	1,873点		（新設）	
ヘ	5時間以上の場合（ハを除く。）	2,003点		（新設）	
4	（略）		4	（略）	
注1	（略）		注1	（略）	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。		2	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。	

イ 導入期加算 1	200点
ロ 導入期加算 2	500点
3～13 (略)	
<u>14 1から3までの場合にあっては、イからハまでを算定した週においては、ニからハまでを別に算定できない。</u>	
J 0 3 8 - 2 ~ J 0 4 3 - 2 (略)	
J 0 4 3 - 3 ストーマ処置 (1日につき)	
1 (略)	
2 ストーマを2個以上もつ患者に対して行った場合	120点
注1～3 (略)	
J 0 4 3 - 4 ~ J 0 4 3 - 6 (略)	
<u>J 0 4 3 - 7 経会陰的放射線治療用材料局所注入 (救急処置)</u>	1,400点
J 0 4 4 (略)	
J 0 4 4 - 2 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法 (1日につき)	480点
J 0 4 5 ~ J 0 4 7 - 2 (略)	
<u>J 0 4 7 - 3 心不全に対する遠赤外線温熱療法 (1日につき)</u>	115点
<u>注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。</u>	
<u>2 入院中であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して行われた場合に、治療開始日から起算して30日を限度として、週5回に限り所定点数を算定する。</u>	
J 0 4 8 ・ J 0 4 9 (略)	
J 0 5 0 気管内洗浄 (1日につき)	340点
注1・2 (略)	

イ 導入期加算 1	300点
ロ 導入期加算 2	400点
3～13 (略)	
(新設)	
J 0 3 8 - 2 ~ J 0 4 3 - 2 (略)	
J 0 4 3 - 3 ストーマ処置 (1日につき)	
1 (略)	
2 ストーマを2個以上もつ患者に対して行った場合	100点
注1～3 (略)	
J 0 4 3 - 4 ~ J 0 4 3 - 6 (略)	
(新設)	
(救急処置)	
J 0 4 4 (略)	
J 0 4 4 - 2 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法 (1日につき)	400点
J 0 4 5 ~ J 0 4 7 - 2 (略)	
(新設)	
J 0 4 8 ・ J 0 4 9 (略)	
J 0 5 0 気管内洗浄 (1日につき)	280点
注1・2 (略)	

J 0 5 1 胃洗浄 注 (略)	<u>300点</u>
J 0 5 2・J 0 5 2-2 (略) (皮膚科処置)	
J 0 5 3～J 0 7 0-4 (略) (産婦人科処置)	
J 0 7 1 (略)	
J 0 7 2 腔 <sup>ちつ</sup> 洗浄 (熱性洗浄を含む。) 注 (略)	<u>56点</u>
J 0 7 3 子宮腔 <sup>くう</sup> 洗浄 (薬液注入を含む。)	<u>56点</u>
J 0 7 4～J 0 8 5-2 (略) (眼科処置)	
J 0 8 6～J 0 9 1-2 (略)	
J 0 9 2 涙囊 <sup>のう</sup> ブジー法 (洗浄を含む。)	<u>54点</u>
J 0 9 3・J 0 9 4 (略) (耳鼻咽喉科処置)	
J 0 9 5・J 0 9 5-2 (略)	
J 0 9 6 耳管処置 (耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置 を含む。)	
1 カテーテルによる耳管通気法 (片側)	<u>36点</u>
2 ポリツツェル球による耳管通気法	<u>24点</u>
注 (略)	
J 0 9 7 鼻処置 (鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む 。)	<u>14点</u>
注1 (略)	
2 区分番号 J 0 9 8 に掲げる口腔 <sup>くう</sup> 、咽頭処置と 併せて行った場合であっても <u>14点</u> とする。	
3 (略)	
J 0 9 7-2 (略)	
J 0 9 8 口腔 <sup>くう</sup> 、咽頭処置	<u>14点</u>
注1 (略)	

J 0 5 1 胃洗浄 注 (略)	<u>250点</u>
J 0 5 2・J 0 5 2-2 (略) (皮膚科処置)	
J 0 5 3～J 0 7 0-4 (略) (産婦人科処置)	
J 0 7 1 (略)	
J 0 7 2 腔 <sup>ちつ</sup> 洗浄 (熱性洗浄を含む。) 注 (略)	<u>47点</u>
J 0 7 3 子宮腔 <sup>くう</sup> 洗浄 (薬液注入を含む。)	<u>47点</u>
J 0 7 4～J 0 8 5-2 (略) (眼科処置)	
J 0 8 6～J 0 9 1-2 (略)	
J 0 9 2 涙囊 <sup>のう</sup> ブジー法 (洗浄を含む。)	<u>45点</u>
J 0 9 3・J 0 9 4 (略) (耳鼻咽喉科処置)	
J 0 9 5・J 0 9 5-2 (略)	
J 0 9 6 耳管処置 (耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置 を含む。)	
1 カテーテルによる耳管通気法 (片側)	<u>30点</u>
2 ポリツツェル球による耳管通気法	<u>20点</u>
注 (略)	
J 0 9 7 鼻処置 (鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む 。)	<u>12点</u>
注1 (略)	
2 区分番号 J 0 9 8 に掲げる口腔 <sup>くう</sup> 、咽頭処置と 併せて行った場合であっても <u>12点</u> とする。	
3 (略)	
J 0 9 7-2 (略)	
J 0 9 8 口腔 <sup>くう</sup> 、咽頭処置	<u>12点</u>
注1 (略)	

2 区分番号 J 0 9 7 に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても <u>14点</u> とする。	
J 0 9 8 - 2 (略)	
J 0 9 9 間接喉頭鏡下喉頭処置 (喉頭注入を含む。)	<u>32点</u>
注 (略)	
J 1 0 0 ~ J 1 1 5 - 2 (略)	
(整形外科的処置)	
J 1 1 6 関節 <sup>せん</sup> 穿刺 (片側)	<u>120点</u>
注 (略)	
J 1 1 6 - 2 ~ J 1 1 9 - 4 (略)	
(栄養処置) (略)	
(ギプス)	
通則	
1 ~ 3 (略)	
J 1 2 2 ~ J 1 2 8 (略)	
J 1 2 9 <u>義肢採型法</u>	
(削る)	
1 四肢切断の場合 (1肢につき)	700点
(削る)	
2 股関節、肩関節離断の場合 (1肢につき)	1,050点
J 1 2 9 - 2 練習用仮義足又は仮義手 <u>採型法</u>	
1 四肢切断の場合 (1肢につき)	700点
2 股関節、肩関節離断の場合 (1肢につき)	1,050点
J 1 2 9 - 3 <u>治療用装具採寸法</u> (1肢につき)	200点
J 1 2 9 - 4 <u>治療用装具採型法</u>	
1 <u>体幹装具</u>	<u>700点</u>
2 <u>四肢装具</u> (1肢につき)	<u>700点</u>

2 区分番号 J 0 9 7 に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても <u>12点</u> とする。	
J 0 9 8 - 2 (略)	
J 0 9 9 間接喉頭鏡下喉頭処置 (喉頭注入を含む。)	<u>27点</u>
注 (略)	
J 1 0 0 ~ J 1 1 5 - 2 (略)	
(整形外科的処置)	
J 1 1 6 関節 <sup>せん</sup> 穿刺 (片側)	<u>100点</u>
注 (略)	
J 1 1 6 - 2 ~ J 1 1 9 - 4 (略)	
(栄養処置) (略)	
(ギプス)	
通則	
1 ~ 3 (略)	
J 1 2 2 ~ J 1 2 8 (略)	
J 1 2 9 <u>治療装具の採型ギプス</u>	
1 <u>義肢装具採型法</u> (1肢につき)	200点
2 <u>義肢装具採型法</u> (四肢切断の場合) (1肢につき)	700点
3 <u>体幹硬性装具採型法</u>	700点
4 <u>義肢装具採型法</u> (股関節、肩関節離断の場合) (1肢につき)	1,050点
J 1 2 9 - 2 練習用仮義足又は仮義手	
1 <u>義肢装具採型法</u> (四肢切断の場合) (1肢につき)	700点
2 <u>義肢装具採型法</u> (股関節、肩関節離断の場合) (1肢につき)	1,050点
J 1 2 9 - 3 <u>義肢装具採寸法</u> (1肢につき)	200点
J 1 2 9 - 4 <u>治療装具採型法</u> (1肢につき)	<u>700点</u>
(新設)	
(新設)	

3 その他（1肢につき）

200点

第2節～第4節（略）

第10部 手術

通則

1～3（略）

4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K014-2、K022の1、K031（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K053（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K059の3のイ、K059の4、K133-2、K134-4、K136-2、K169（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K180の3、K181、K181-2、K181-6、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K259（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K260-2、K268の5、K268の6、K280-2、K281-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K374-2、K394-2、K400の3、K443の3、K444の4、K445-2、K461-2、K462-2、K463-2、K464-2、K474-3の2、K475（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K514の10、K514-4、K514-6、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、K555-2、K555-3、K559-3、K562-2、K594の4のロ、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、K616-6、K617-5、K627-2の1及び2、K627-3、K

（新設）

第2節～第4節（略）

第10部 手術

通則

1～3（略）

4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K014-2、K022の1、K059の3のイ、K059の4、K133-2、K136-2、K169（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K180の3、K181、K181-2、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K260-2、K268の5、K268の6、K280-2、K281-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K400の3、K443の3、K444の4、K461-2、K462-2、K463-2、K464-2、K474-3の2、K475（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K514の10、K514-4、K514-6、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、K555-2、K555-3、K559-3、K562-2、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、K617-5、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K643-2、K647-3、K656-2、K665の2、K668-2、K677の1、K678、K684-2、K695-2、K697-5、K697-7、K699-2、K700-3、K702-2、K703-2、K709-3、K709-5、K716-